

令和8年 月 日

〇〇 御中

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第26条第4項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を下記のとおり通知します。

記

- 1 派遣受入事業所 京都府教育委員会
- 2 上記事業所の抵触日 令和8年9月1日
- 3 その他 事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は、速やかに、労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の抵触日を通知します。